



函館市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、教育委員会事務局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年11月13日

函館市監査委員 渡辺 宏 身
函館市監査委員 植松 直 通
函館市監査委員 北原 善 修
函館市監査委員 茂木

平成26年度 定期監査結果報告書（教育委員会事務局）

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

2 監査の対象

財務監査

平成26年4月1日から平成26年7月31日までに執行された収入事務、支出事務、契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年9月2日から平成26年11月6日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記の事務を対象として調査事項を定め、関係法令等および予算に基づき、適正に執行されているかについて実施し、監査にあたっては、抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は、以下のとおりである。

（1）全般的な事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては、歳入・歳出予算の執行状況を収入原簿、支出負担行為整理簿等の関係書類をもとに検査した結果、概ね適正に執行されていたが、教育施設実地監査において改善等の措置を要する点が見受けられた。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、概ね適正に執行されていた。

なお、収納金の保管については、「現金出納員等の事務の取扱いについて（通知）（平成20年3月18日財政課長・会計課長通知）」において、その取扱いが通知されていることから、当該通知に

に基づき適切な収納金の管理・保管を行う必要があると思料される。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、アフタースクール関係経費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

イ 契約事務について

契約事務においては、縄文文化交流センター管理運営業務委託契約を対象とし、契約から支出命令に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、「縄文文化交流センター管理運営業務委託契約書」に附属する「縄文文化交流センター管理運営業務仕様書」の「3 委託業務内容等（2）体験・普及業務」に規定されている各種体験学習・講座業務の実施については、受託者は市に対して事前に実施プログラムを提出し、承認されたものについて実施することと規定されているが、市は承認の事務処理をしていなかった。

また、当業務は契約金額の範囲内で実施することと規定されているが、参加者から材料費および傷害保険料を徴収し業務を実施していることから、市は委託契約内容に基づく事務処理など適切な業務執行を図られたい。

(3) 教育施設実地監査

ア 予算の執行について

予算の執行においては、配当予算の執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、物品の調達事務に関し、小学校および中学校において、見積調書および見積書の内容に誤記載などが散見されたことから、学校事務職員を対象として行われる事務研修会において十分な指導に努められたい。

また、恵山教育事務所において、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の5の規定により、見積書の徴取は2者以上からすべきところ、1者からの徴取となっていたことから、函館市契約条例施行規則等関係法令に則った適切な事務の執行を徹底されたい。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。